

2019年2月28日

株式会社 山陰合同銀行

奨学金返済支援手当の新設について

山陰合同銀行（頭取 石丸 文男）は、下記の通り、2019年4月から若手従業員の奨学金返済を支援する「奨学金返済支援制度」を新設しますのでお知らせします。

近年、多くの学生が奨学金を利用していることから、若手従業員の奨学金返済を企業として支援し経済的負担の軽減を図る為、本制度を導入します。

今後も従業員満足度の向上に努め、働きがいのある職場作りに取り組んでまいります。

記

【制度概要】

1. 支給対象者

貸与型奨学金の借入残高がある新卒採用の従業員

2. 対象となる奨学金

日本学生支援機構の奨学金・国または地方公共団体の奨学金・その他銀行が認める奨学金とする。

3. 支給対象期間

新卒採用年度の4月から36ヶ月間とする。ただし、支給対象期間に奨学金借入を完済した場合は、最終返済月までの間とする。

4. 支給金額

毎月10,000円を支給する。

5. 実施日

2019年4月1日

以上